掛川市条例第５号

掛川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市税条例の一部を改正する条例

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
（均等割の税率）
第18条　（略）
２　第14条第１項第３号又は第４号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
<table>
<tr><th>法人の区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td>(1) 次に掲げる法人
ア・イ　（略）
ウ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第２条第９号の２に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）
エ・オ　（略）</td><td>年額50,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（法人税割の税率）
第22条　法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。
（市民税の減免）
第47条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者
</td><td>
（均等割の税率）
第18条　（略）
２　第14条第１項第３号又は第４号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
<table>
<tr><th>法人の区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td>(1) 次に掲げる法人
ア・イ　（略）
ウ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第２条第９号の２に規定する非営利型法人をいう。以下この号<u>及び第47条</u>において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）
エ・オ　（略）</td><td>年額50,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（法人税割の税率）
第22条　法人税割の税率は、<u>100分の6.0</u>とする。
（市民税の減免）
第47条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者
</td></tr>
</table>

に対し、市民税を減免する。 (1)～(4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） ２・３　（略）	に対し、市民税を減免する。 (1)～(4)　（略） (5)　一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。） (6)　（略） (7)　（略） ２・３　（略）

附　則

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第22条の改正　公布の日

(2)　第18条及び第47条の改正　令和２年４月１日

２　改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）第22条の規定は、令和元年10月１日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

３　新条例第18条及び第47条の規定は、令和２年度分の市民税の減免から適用する。